

令和5年3月定例会

令和5年3月15日（水曜日）

◎ 出欠席議員氏名

漆 山 光 春 議長

細 矢 誓 子 副議長

出席議員（11名）

1番 岡田桂司議員	2番 齋藤隆議員	3番 榎正義議員
4番 佐藤修二議員	5番 吉田芳美議員	6番 東海林信弘議員
9番 丹野貞子議員	10番 木村章一議員	11番 石垣光洋議員
12番 細矢誓子議員	13番 漆山光春議員	

欠席委員（1名）

8番 松田收作議員

◎ 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

真木邦弘 事務局長

齋藤淳 議事係長

嶋田愛主 査

◎ 説明のため議場に出席した者の職氏名

森谷俊雄 町長

河内耕治 副町長

板坂憲助 教育長

真木吉雄 監査委員

後藤浩 防災・危機管理監兼
総務課長

真木秀章 総務課主幹

牧野隆博 政策推進監兼
企画財政課長

佐藤晃一 まちづくり推進課長

鈴木淳子 まちづくり推進課主幹

今部憲治 税務町民課長

矢作勲 健康福祉課長

宇野勝 農林振興課長併
農業委員会事務局長

軽部広文 商工観光課長

須藤俊一 都市整備課長

岸康彦 上下水道課長

田川美和子 会計管理者兼
会計課長

◎ 議 事 日 程

令和5年3月15日（水） 予算審査特別委員会閉会后開議

議事日程第5号

日程第1 議案の審議、採決

- 議第 8号 令和5年度河北町一般会計予算について
- 議第 9号 令和5年度河北町国民健康保険特別会計予算について
- 議第10号 令和5年度河北町西里財産区特別会計予算について
- 議第11号 令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計予算について
- 議第12号 令和5年度河北町公共下水道事業特別会計予算について
- 議第13号 令和5年度河北町介護保険特別会計予算について
- 議第14号 令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について
- 議第15号 令和5年度河北町水道事業会計予算について
- 議第18号 河北町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定について
- 議第22号 河北町職員勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議第24号 河北町職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第26号 河北町子ども・子育て会議条例及び河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について
- 議第27号 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定について
- 議第30号 寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約について

議員発議第1号 河北町議会の個人情報保護に関する条例の設定について

日程第2 閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可

日程第3 閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可

閉 会

◎ 本日の会議に付した事件

議事日程第5号のとおり

◎ 開 議

午前9時29分

○漆山光春議長 本日の欠席通告議員は、8番松田収作議員であります。

ただいまの出席議員数は11名であります。定足数に達しておりますので、予算審査特別委員会のため休会となっていました本会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

○漆山光春議長 日程第1、議案の審議、採決を行います。

議第8号から議第15号までの8議案について、予算審査特別委員会を設置し、審査を付託しておりましたので、その経過と結果について、予算審査特別委員会委員長から報告を求めます。

「11番石垣光洋議員」

○11番（石垣光洋議員） 予算審査特別委員会委員長報告をいたします。

予算審査特別委員会は議長を除く全議員で構成されており、審査の過程については省略することに決定しております。よって、結果のみを報告いたします。

議第8号令和5年度河北町一般会計予算について、議第9号令和5年度河北町国民健康保険特別会計予算について、議第10号令和5年度河北町西里財産区特別会計予算について、議第11号令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計予算について、議第12号令和5年度河北町公共下水道事業特別会計予算について、議第13号令和5年度河北町介護保険特別会計予算について、議第14号令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計予算について、議第15号令和5年度河北町水道事業会計予算について、以上8議案については、原案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

以上、予算審査特別委員会委員長の報告と

いたします。

○漆山光春議長 予算審査特別委員会委員長報告が終わりました。

予算審査特別委員会委員長の報告では、いずれも原案のとおり決定したという報告であります。

お諮りします。

予算審査特別委員会は議長を除く全議員で構成されていますので、質疑、討論を省略し、採決したいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって、質疑、討論を省略し、採決することに決定しました。

順次採決します。

○漆山光春議長 最初に、議第8号令和5年度河北町一般会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

賛成多数であります。

よって、議第8号令和5年度河北町一般会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第9号令和5年度河北町国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第9号令和5年度河北町国民健康保険特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第10号令和5年度河北町西里財産区特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の

議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第10号令和5年度河北町西里財産区特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第11号令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第11号令和5年度河北町農業集落排水事業特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第12号令和5年度河北町公共下水道事業特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第12号令和5年度河北町公共下水道事業特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第13号令和5年度河北町介護保険特別会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第13号令和5年度河北町介護保険特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第14号令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計予算についてを採

決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

賛成多数であります。

よって、議第14号令和5年度河北町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第15号令和5年度河北町水道事業会計予算についてを採決します。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第15号令和5年度河北町水道事業会計予算については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第18号河北町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩新庁舎整備課長 議第18号河北町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、高齢期職員の多様な働き方に対応するため、地方公務員法に定められた高齢者部分休業に関し、その取扱いを定めるため設定するものであります。

第1条は本条例の趣旨であります。

第2条は対象となる職員の年齢及び取得時間の範囲について定めるものであります。

第3条は休業中の給与の減額について定めるものであります。

第4条は休業の承認等について定めるものであります。

第5条は休業の時間の延長について定めるものであります。

第6条は規則への委任であります。

なお、この条例につきましては、その施行日を令和5年4月1日としているところであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第18号河北町職員の高齢者部分休業に関する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第22号河北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩新庁舎整備課長 議第22号河北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例は、職員の特別休暇の一部見直しを図るため制定するものであります。

第14条関係として定める別表第2特別休暇の承認基準中、職員が自発的にかつ報酬を得ないで社会に貢献する活動としている、いわゆるボランティア活動について、地域または居住する自治会等が主催する地域活動への参加を趣旨とするものを追加するものであります。

また、当基準中、下記における盆などの諸

行事、心身の健康の維持及び増進または家庭生活の充実のための休暇、いわゆる夏季休暇について、その日数を6日の範囲内の期間と改めるものであります。

なお、この条例については、その施行日を令和5年4月1日としているところでありませ

す。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

賛成全員であります。

よって、議第22号河北町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第24号河北町職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「後藤防災・危機管理監兼総務課長」

○後藤浩新庁舎整備課長 議第24号河北町職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、高齢期職員の多様な働き方に対応するため、地方公務員法に定められた高齢者部分休業の導入に伴う給与等の取扱いを定めるため設定するものであります。

第1条は河北町技能労務職員の給与の種類

及び基準に関する条例の一部改正であります。

第18条給与の減額について、高齢者部分休業によるものを追加するものであります。

第2条は、河北町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正であります。

第18条給与の減額について、同じく高齢者部分休業によるものを追加するものであります。

なお、この条例につきましては、その施行日を令和5年4月1日としているところであります。

以上、よろしく願いいたします。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第24号河北町職員の高齢者部分休業に関する条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第26号河北町子ども・子育て会議条例及び河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 議第26号河北町子ども・子育て会議条例及び河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基

準を定める条例の一部を改正する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、児童福祉法その他の関係法律及び内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について所要の規定の整備を行うものであります。また、民法等の一部を改正する法律の施行により、民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されることに伴い、併せて所要の改正を行うものであります。

第1条関係、河北町子ども・子育て会議条例の一部改正から説明申し上げます。

第1条は、子ども・子育て支援法の一部改正により、第77条が第72条に繰り上がることによる改正であります。

第2条関係、河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、第4条第2項、第6条第2項及び第3項、第7条第2項、第8条、第13条第4項、第20条第4項、第35条、第36条、第37条第2項、第39条第2項、第51条及び第52条は、子ども・子育て支援法の一部改正により、法第19条第2項が削除され、法第19条第1項が法19条となったことに伴う改正であります。

第15条第1項第3号は、学校教育法第25条に第2項及び第3項が追加されたことにより、法第25条が第25条第1項となることによる改正、第15条第1項第4号は、こども家庭庁への所掌事務移管に伴い厚生労働大臣を内閣総理大臣に改めるものであります。

また、第26条は、民法等の一部を改正する法律の施行による改正として、懲戒に係る権限の濫用禁止の既定を削除するものであります。

そのほか第13条第4項、第51条第3項及び第52条第3項で文言の整理に伴う改正を行い、

規定の整備を図るものでございます。

この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第26号河北町子ども・子育て会議条例及び河北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第27号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 議第27号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定についてご説明申し上げます。

この条例は、令和4年9月、静岡県での認定こども園送迎バス園児置き去り事案を受け、自治体が条例で児童福祉施設等の運営に関する基準を定めるに際し、児童福祉施設の設備及び運営に関する国の基準について、バス送迎での安全管理の徹底に係る規定を加える改正を行うものであります。

第1条関係、河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、第7条の2は、家庭的保育事業者等の安全計画の策定等、規定を新設し、同条第1項では安全点検、安全に関する指導、安全計画の策定及び必要な措置を講じる義務、規定を、同条第2項では職員に対する安全計画の周知及び定期的な研修、訓練の実施義務、規定を、同条第3項では、保護者に対する安全計画に基づく取組内容の周知義務規定を、同条第4項では、定期的な安全管理の見直し及び変更規定をそれぞれ定めるものであります。

第7条の3は、家庭的保育事業者等の自動車を運行する場合の所在の確認規定を新設し、同条第1項では自動車運転時、乗降時の際の乳幼児の所在確認の義務規定を、同条第2項では利用乳幼児の送迎目的等、日常的な運行時、ブサーその他、車内の乳幼児見落とし防止装置の設置及び所在確認義務規定を、それぞれ定めるものであります。

第10条は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準をより明確化するための規定の整備を行うものであります。

第14条第2項は、衛生管理等において講ずべき必要な措置を明確化するものであります。

第2条関係、河北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、第1条関係同様、第6条の2第1項は、放課後児童健全育成事業者の安全管理計画策定等規定を新設し、同条第1項では、安全点検、安全に関する指導、安全計画の策定及び必要な措置を講じる義務規定を、同条第2項では、職員に対する安全計画の周知及び定期的な研修、訓練の実施義務規定を、同条第3項では、保護者に対する安全計画に基づく取組内容の周知義務規定を、

同条第4項では、定期的な安全管理の見直し及び変更規定をそれぞれ定めるものであります。

第6条の3は、放課後児童健全育成事業者の自動車を運行する場合の所在の確認規定を新設し、自動車運行時、乗降時の際の利用者の所在確認等の義務規定を定めるものであります。

第12条の2は、業務継続計画の策定等規定を新設し、第1項では、業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じる努力義務規定を、同条第2項では、職員に対する業務継続計画の周知、定期的な研修及び訓練の実施に務めるという努力義務規定を、第3項では、定期的な業務継続計画の見直し及び必要に応じた変更を行うように務めるという努力義務規定をそれぞれ定めるものであります。

第13条第2項は、衛生管理等において講ずべき必要な措置を明確化するため改正を行うものであります。

附則第1項では、この条例を令和5年4月1日から施行するものと定め、第2項では、改正後の河北町地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第7条の3第2項の規定の適用について、家庭的保育事業者等において、当該事業者と同法に規定するブザーその他の車内利用乳幼児の見落としを防止する装置を備えることが困難な事情がある場合の令和6年3月31日まで経過措置規定を定めるものであります。

第3項では、河北町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条の2の規定の適用について、同条第1項、第2項及び第3項中の義務規定を令和6年3月31日まで努力義務規定とする経過措置を定めるものであります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第27号児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴う関係条例の整備に関する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議第30号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

担当課長の説明を求めます。

「矢作健康福祉課長」

○矢作勲健康福祉課長 議第30号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約についてご説明申し上げます。

この規約は、寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約第4条第3項において、審査会委員の定数72人を72人以内に変更し、審査会委員に欠員が生じた場合など、柔軟に対応できるよう審査会の運営を円滑に進めるための変更を行うものであります。

この規約は、令和5年4月1日から施行するものであります。

以上、よろしく願い申し上げます。

○漆山光春議長 担当課長の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議第30号寒河江市西村山郡介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 次に、議員発議第1号河北町議会の個人情報の保護に関する条例の設定についてを議題とします。

質疑に入ります。質疑の通告を求めます。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決します。

本案を原案のとおり決するに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

賛成全員であります。

よって、議員発議第1号河北町議会の個人情報の保護に関する条例の設定については原案のとおり可決しました。

○漆山光春議長 日程第2、閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求の許可についてを議題とします。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から閉会中の所管事務調査要求及び委員派遣承認要求が提出されています。これを許可したいと思います。これが、これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については許可することに決定しました。

○漆山光春議長 日程第3、閉会中の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査の許可についてを議題とします。

お諮りします。

議長から議会運営委員会に、議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する調査をお願いしたいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案については議会運営委員会に付託することに決定しました。

○漆山光春議長 ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

「森谷町長」

○森谷俊雄町長 本定例会の閉会に当たりまして、一言お礼を申し上げます。

3月3日から本日まで、長期間にわたりご審議いただき、すべての議案についてご可決賜りましたことに対しまして、心から厚くお礼申し上げたいと思います。

また、漆山議長をはじめ榎議会運営委員長、石垣予算審査特別委員長におかれましては、長期間にわたりまして活発な議案の審議、そして円滑な議会運営にご尽力を賜り、深く感謝を申し上げます。

諸案件の審議過程におきまして、いただきましたご意見、ご提案につきましては、事業を推進するに当たり可能な限り反映し、取り組んでまいる所存でございます。

さて、新型コロナウイルス感染症につきましては、この3月13日よりマスク着用が個人の判断に委ねられるとともに、5月8からは感染症法の位置づけが季節性インフルエンザと同じ5類感染症に変更されることとなっております。

令和5年度に向けましては、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えながら、社会経済活動の回復、活性化に取り組みますとともに、医療現場における混乱や住民の方々の不安を招くことがないよう、国、県の施策と連動しながら機動的に対応してまいります。

また、緊迫した国際情勢、厳しい社会経済情勢、とりわけ原油高、原料価格の高騰、物価の上昇、光熱費の上昇等により、経済活動や家計の圧迫など、暮らしを取り巻く状況、これを見据えながら、町政を運営していかねなければなりません。町民各位の負託と期待に応えられるよう、ご可決いただいた予算に盛り込まれた諸施策について実効ある展開に努め、山積する課題に果敢に立ち向かってまいります。議員の皆様には、一層のご指導、ご支援のほど、切にお願い申し上げます。

結びに、多くのご提言をいただきました議員各位の任期もいよいよ間近に迫ってまいりました。皆様には、これまで町勢の発展、そして町民福祉の増進に注がれましたご努力に深く感謝と敬意を申し上げます。さらに、引き続きご出馬される皆様におかれましては、来る町議会議員選挙においてご健闘いただきますよう、心からご祈念申し上げます。

以上を持ちまして、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

○漆山光春議長 議長から申し上げます。

河北町議会運営手引第31項に「議長及び副議長は、その任期満了前の最後の議会の閉会に当たり、挨拶するを例とする」と規定されています。よって、この規定に基づき、ただいまから議長及び副議長の挨拶を行います。

それでは、最初に細矢誓子副議長の挨拶を行います。

「細矢誓子副議長」

○12番（細矢誓子議員） それでは、一言ご挨拶を申し上げます。

去る令和3年度より議員各位の皆様のご推挙により副議長という大役を仰せつかりました。漆山議長はじめ議員各位の皆様のご支援、ご協力により職務を遂行し、任務を果たすことができました。委員の皆様、関係者の皆様に厚く心から御礼を申し上げ、感謝のご挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

○漆山光春議長 どうもありがとうございました。次に、私、漆山から申し上げます。

それでは、今期最後の定例会閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

令和元年5月、新年号を迎えるに当たり、私、漆山が皆様のご推挙を賜り、河北町議会の議長という大役を仰せつかりました。町民の皆様のお安全安心、そして住民幸福度の高い町政を目指すために、微力ではありますがしっかりと務めさせていただきました。

これもひとえに前期は佐藤修二副議長、後期は細矢誓子副議長はじめ皆様のご指導の賜と深く感謝申し上げます。ありがとうございました。

今、時代は、皆様ご案内のとおり、アフターコロナを見据えた大きな時代創造、これが求められております。私たちの意識、町民の意識も大きく変化をしており、新たな社会構造のシステムの構築が求められており、私たち議会の果たす役割は大きく町民の皆様から期待が寄せられていると私は思っております。

河北町町政におかれましては、森谷町長、河内副町長、2期目を迎えており、多くの町民から多くのまちづくりに対する期待が寄せられていると思います。私たち議会も4月には改選を迎え、5月には新しい議会体制で互いの議会と行政の役割を、機能をしっかり発

揮しながら町民の期待にお応えする、この決意が今求められていると思います。そのためにも、歴史と文化の香る河北町の発展のために、行政と議会が一体となり、それぞれの機能と役割を発揮して、町民の幸福と町勢の発展を大きく進めてまいりたいというところを願っているところであります。

また、事務局の皆様には、大変ご協力を賜り、議会運営がスムーズに行われましたことに心より敬意と感謝を申し上げます。

結びに、河北町の新たな時代創造と町民の幸福と健勝、そして皆様のご活躍をご祈念申し上げます、挨拶といたします。

本当にありがとうございました。

○漆山光春議長 以上で、本定例会に付議されました事件は全て議了しました。

これをもって令和5年3月河北町議会定例会を閉会します。

長期間にわたり大変お疲れさまでした。

午前10時05分 閉会

~~~~~

会議の経過を記載し、その相違のないことを証するためここに署名します。

令和5年3月

河北町議会議長 漆山光春

河北町議会署名議員 吉田芳美

河北町議会署名議員 石垣光洋

